



『ルール集』訂正のお願い

H23. 1. 17

平素は 当協会安全活動に格別のご理解ご協力を頂き、お礼申し上げます
先般 部会長を通じて 配布いたしました『ルール集』の専門講師受講資格に
訂正がありましたので、下記の様に訂正いただきますようお願いいたします

(3) 作業責任者専門講師養成講座

講座内容	会員各社で行う作業責任者教育の講師養成講座
受講資格	会員各社で作業責任者教育を自ら行う能力があると事業主が認めた者 で、 RST（労働省《現厚生労働省》方式現場監督安全衛生教育トレーナー：建設コース）修了者または、新CF T（建災防）修了者の中から下記の条件に該当する者 1）作業責任者教育修了者、高所作業者特別教育修了者、感電防止特別教育修了者（低圧電気取扱者特別教育修了者含む）で、実務経験3年以上の者 受講資格の実務経験は事業主が認定する

(5) 高所作業者専門講師養成講座

講座内容	高さ、深さが2 m以上の高所で作業する者を教育する講師の養成講座（2 m未満の場所であっても、外部及び開口部に面していて墜落・転落の恐れのある作業を含む）
受講資格	会員各社で下記の条件に該当する方で自ら教育が行えると事業主が推薦した者 1）高所作業者特別教育修了者で実務経験5年以上 受講資格の実務経験は事業主が認定する

(6) 感電防止教育専門講師養成講座

講座内容	電気工具・電気機器等を使用して作業する者を教育する講師の養成講座
受講資格	会員各社で下記の条件に該当する方で自ら教育が行えると事業主が推薦した者 1）感電防止教育修了者（実務経験5年以上） 受講資格の実務経験は事業主が認定する